

第 5 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成21年10月5日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成21年10月5日(月曜日)

午前10時1分開議

午後0時2分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補
正予算(第4号)

議案第17号 財産の無償譲渡及び無償貸付
けについて

議案第18号 平成21年度県営かんがい排水
事業、県営経営体育成基盤整備事業、
農免農道事業、広域農道事業、一般農
道事業、県営中山間地域総合整備事
業、ふるさと農道緊急整備事業、水と
緑ふるさと保全対策事業、山のみち地
域づくり交付金事業、水域環境保全創
造事業、地域水産物供給基盤整備事
業、広域漁港整備事業、単県漁港改良
事業、単県漁港しゅんせつ事業及び漁
村再生交付金事業の経費に対する市町
村負担金について

議案第19号 平成21年度農地海岸保全事業
及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に
対する市町負担金について

議案第20号 平成21年度県営土地改良事業
の経費に対する市町村負担金について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第15号 財団法人熊本県農業公社の経
営状況を説明する書類の提出について

報告第16号 社団法人熊本県林業公社の経
営状況を説明する書類の提出について

報告第17号 財団法人熊本県林業従事者育
成基金の経営状況を説明する書類の提出
について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)に

ついて

報告事項

① 国営川辺川土地改良事業(利水事
業)の現状と今後の進め方について

出席委員(7人)

委員長 九谷弘一

副委員長 高野洋介

委員 村上寅美

委員 前川 收

委員 平野みどり

委員 城下広作

委員 井手順雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 廣田大作

次長 福島 淳

次長 藤井正範

次長 加納義英

次長 下林 恭

次長 堤 泰博

農林水産政策課長 白濱良一

団体支援総室長 牧野俊彦

団体支援総室副総室長 浜田義之

農林水産政策監兼

団体検査室長 加久伸治

農村・担い手支援課長 村山栄一

農業技術課長 渡辺弘道

農産課長 麻生秀則

園芸生産・流通課長 城 啓人

畜産課長 高野敏則

農村計画・技術管理課長 宮崎雅夫

農林水産技術管理監兼

技術管理室長 山 本 一 登
農村整備課長 大 薄 孝 一
首席農林水産審議員兼
森林整備課長 織 田 央
林業振興課長 藤 崎 岩 男
森林保全課長 久 保 尋 歳
水産振興課長 神 戸 和 生
漁港漁場整備課長 尾 山 佳 人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 鹿 田 俊 夫
政務調査課課長補佐 植木野 美紀子

午前10時1分開議

○九谷弘一委員長 それでは、ただいまから、第5回農林水産常任委員会を開会いたします。

初めに、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆様は着席のまま行ってください。

それでは、廣田農林水産部長から総括説明を行い、続いて各課長から順次説明をお願いいたします。

○廣田農林水産部長 初めに、国の経済対策関係補正予算の凍結の動きについてでございます。

心配しておりました補正予算事業に係る執行の見直しについては、10月1日の農林水産大臣の会見において、地方の予算に計上されているものなどは見直しをしないとの発言がありました。

当部関係事業では、県を経由するものはおおむね既に予算措置をしている状況ではございますが、政府においては、各省庁からの報告内容を精査し、追加削減の努力を求め、中止する事業や金額などを10月中に固めるとい

う考えであり、今しばらく注視する必要があるというふうに考えております。

次に、赤潮について御報告申し上げます。

6月に有明海、7月に八代海において発生した赤潮について、県では赤潮警報を発して注意を呼びかけておりましたが、その後、広がりが見られ、養殖業において、ブリ、シマアジ等62万尾、8億7,000万円余という多額の被害が発生いたしました。

九谷委員長、高野副委員長を初め、各委員の皆様方には、現地調査を実施していただき、お礼を申し上げます。

それでは、今回御提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回御提案いたしておりますのは、平成21年度一般会計補正予算関係と条例等関係4件及び報告事項5件でございます。

まず、一般会計補正予算についてでございますが、総額37億円余の増額補正となっております。当初予算、6月補正予算と合わせた補正後の農林水産部の一般会計予算総額は、806億円余となっております。

補正予算の内容は、主に経済対策に対応したものの、赤潮対策関係及び災害復旧関係でございますが、その概要について御説明申し上げます。

まず、農業関係では、農業生産の向上等のための乾燥調製施設等の補修等に対する助成のほか、生乳生産量を補う搾乳牛の緊急導入に対する助成や、県産茶の急激な価格低迷に対応するため、消費拡大及びブランド化に向けた地域の取り組みに対する支援を行うこととしております。

林業関係では、6月議会で御承認いただきました森林整備促進及び林業等再生基金を活用して、森林整備を推進するための中核作業道整備に対する助成を行うほか、地域材活用による公共施設整備や製品開発、高性能林業機械導入や木材加工流通施設整備等に対する助成を行いたいと考えております。また、森

林整備を推進するための間伐に対する助成を行うこととしております。

水産業関係では、施設が老朽化している水産物荷さばき所の整備や市町村の増殖場などの整備に対する助成を行うほか、初めに御説明いたしました赤潮対策緊急支援事業として、漁業近代化資金の融資枠の拡大と融資機関に対する利子助成等を行うこととしております。

そのほか、梅雨前線豪雨等による災害復旧関係では、農地・農業用施設災害復旧事業、治山事業、林道災害復旧事業について、所要額を計上いたしております。

次に、条例等案件といたしましては、財産の譲渡及び貸付けのほか、市町村負担金関係3議案を提案いたしております。

負担金関係は、平成21年度に実施します農地海岸、農道、林道、漁場等の各事業、県営土地改良事業に要する経費の一部について、受益市町村に負担いただく負担率を定めるものでございます。

次に、報告事項といたしましては、財団法人熊本県農業公社、社団法人熊本県林業公社及び財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類を提出しております。また、職員による交通事故の和解及び賠償額の決定についての専決処分の報告を提出いたしております。

このほか、総務常任委員会に付託された事項のうち、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について、当部関係分を報告させていただきます。

以上が主な概要でございますが、詳細については、それぞれ担当課長、総室長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

また、その他報告事項といたしまして、国営川辺川土地改良事業（利水事業）の現状と今後の進め方について、担当課長から御報告申し上げますこととしております。

以上、どうぞよろしく御願い申し上げます。

○白濱農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料の1ページをお願いいたします。

平成21年度9月補正予算の総括表でございます。

農林水産部全体では、合計で37億円余の増額補正でございます。

2ページをお願いします。

農林水産政策課の補正予算でございます。

林業研究指導所費の試験調査指導費として、528万円の増額補正をお願いしております。

内容につきましては、説明欄に記載のとおり、林産業の生産技術の研究開発等について、全国12機関により共同研究を行うものでございます。

次に、21ページをお願いします。

21ページの議案第18号から26ページの議案第20号、いずれも、平成21年度の農林水産部所管の県営事業につきまして、受益市町村から徴収をします市町村負担金を定めるものでございます。

市町村負担金を定めるに当たっては、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めることとなっておりますが、関係法が地方財政法、海岸法、土地改良法と異なっておりますので、その根拠法ごとに議案を提案しております。

市町村負担金につきましては、知事の議案説明でもありましたとおり、直轄事業負担金の抜本の見直しを国に求めていること等を踏まえまして、県事業に係る市町村負担金のあり方について、県、市町村の共通理解に基づく制度として再構築するため、現在、市町村と協議を行いながら見直し作業に取り組んでいるところでございます。なお、今年度までは従来どおりの負担率で進めることで市町村

から御理解を得ているところです。

以上、よろしく御審議のほどをお願いします。

続きまして、27ページをお開き願います。

報告第1号では、交通事故に関する専決処分報告でございます。内容は、28ページの資料で御説明いたします。

ことし6月8日に、天草地域振興局の農地整備課の職員が、上天草市大矢野町のコンビニエンスストア駐車場において公用車を駐車場から後進で移動させた際に、同駐車場に進入してきた車両に接触したものでございます。

今回の事故は、職員に全面的な注意義務違反が認められることから、双方の過失割合は、県側10対相手側ゼロと判断されまして、相手方の損害額7万2,464円の全額を県加入の任意保険から賠償することで和解が整い、本年8月24日に和解及び損害賠償額の決定について専決処分を行ったものでございます。

続きまして、29ページをお開き願います。

報告第2号も、同じく交通事故に関する専決処分報告でございます。内容は、30ページの資料で御説明いたします。

昨年12月15日に、上益城地域振興局の農地整備課の職員が、御船町の国道443号を公用車で走行中、信号機のない交差点において右から左に自転車に乗って横断しておられた相手に気づくのがおくれまして、衝突を避けるために急ブレーキをかけハンドルを切ったのですが、間に合わず自転車に接触したものでございます。相手は、接触後転倒し、左恥骨骨折及び左前額部挫創によりまして61日間の入院治療に至りました。

今回の事故は、交差点での自転車と四輪車との衝突であるため、双方の過失割合は、県側85対相手は15と判断されまして、相手方の損害額177万392円を過失相殺いたしまして、158万5,351円を県加入の自賠責保険及び任意保険から賠償することで和解が整いまして、

本年9月2日に、和解及び損害賠償額の決定について専決処分を行ったものでございます。

今回の2件の事故は、職員が十分注意することで防ぐことができた事故であると認識しております。これまでも、機会あるごとに交通事故防止の指導を徹底したところでございますが、法令を遵守すべき義務と責任がある公務員といたしまして、いま一度交通法規の遵守、事故の防止につきまして、指導徹底を図ってまいります。

続きまして、農業公社の経営状況について御報告したいと思います。

31ページをお開き願いたいと思います。

報告第15号財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

内容につきましては、農林水産政策課、農村・担い手支援課及び畜産課にまかしておりますので、農林水産政策課から御報告をさせていただきます。

平成20年度の経営状況について御説明いたします。お手元の冊子の経営状況を説明する書類というのがありますけれども、その中に要約した資料を挟んでおりますので、そちらで御説明させていただきたいと思います。1枚紙の書類でございます。

Iの基本情報に記載しております設立の趣旨、設立年月日、所在地、組織、基本金につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

IIの平成20年度決算の概要についてでございますが、当公社には、農地保有合理化事業と畜産基盤整備事業を行う一般会計及び公共育成牧場の経営を行う畜産振興基金特別会計と農業公園管理運営等事業特別会計の3会計がございます。

下段の正味財産期末残高は、合計で5,600万円余となっております。これらのうち、一般会計と農業公園管理運営等事業特別会計に

つきましては、黒字経営となっております。

次に、Ⅲの実績等で、個別の事業実績等について御説明いたします。

最初に、1、農地保有合理化事業についてでございます。

当事業は、農業従事者の減少、高齢化等を背景に、規模を縮小したい農家等から農地を買い入れ、農業公社の有する農地の中間保有機能や再配分機能等を活用して、規模拡大を希望する担い手農業者等へ農地を集積させる事業であります。

その中心事業の①農地売買事業の平成20年度の実績ですが、買い入れ、売り渡し実績ともに前年度を下回りましたが、年間目標であります100ヘクタールの売買につきましてはおおむね一応達成しております。

次に、裏面の畜産基盤整備事業についてでございますが、畜産公共事業の事業主体として、熊本北部地区、阿蘇東部地区等4地区で、草地、畜舎、家畜排せつ物処理施設等の整備を実施したところでございます。

次に、3、公共育成牧場経営についてでございますが、県公共育成牧場の指定管理者として、農家からの育成牛の預託のほか、肉用牛の改良推進のための受精卵供給の業務、県の種雄牛管理等の業務を受託しておりましたが、生乳生産調整や配合飼料の高騰を初めとする酪農経営情勢等、公共育成牧場を取り巻く環境が大きく変化していることから、既に公共育成牧場としての役割を終えたと判断し、平成20年度末をもって廃止いたしております。

なお、累積損失約4億2,300万円につきましては、牧場部門の出資金4億4,300万円で清算しまして、残額の2,000万円を出資割合に応じて配分する予定としております。

次に、4、農業公園管理運営等事業についてでございますが、農業公園の指定管理者として施設の管理運営を受託しております。

平成20年度の入園者は、畜産祭り等の大規

模なイベントがなかったため、対前年比86.9%の約44万9,000人となっております。このうち、体験農園の利用者につきましては、幼稚園児や保育園児を対象とした食育活動の取り組みを強化したことなどから、対前年比46.7%増、利用者にしまして8,239人増となっております。

最後に、平成21年度の事業計画につきましては、別冊経営状況を説明する書類の22ページ以降に記載しております。その御説明については省略をさせていただきたいと思っております。

以上が財団法人熊本県農業公社の経営状況についての概要でございます。

農林水産政策課の説明は以上でございます。

○牧野団体支援総室長 団体支援総室でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

補正予算関係でございますが、今回団体支援総室でお願いしておりますのは、赤潮による養殖漁業被害に関します金融支援に係るものであります。

3ページ一番上の段に補正額の欄ですが、253万4,000円の補正額を上げております。

今回の赤潮の支援策といたしましては、まず、赤潮で大きな被害を受けた養殖漁業者の皆さんが生産回復を図る場合に必要となる資金調達について利子補給を行うと。その具体的な中身としましては、既存の漁業近代化資金の枠組みを利用するという事で、被害が大きい場合には、さらに利子の上乗せをするという仕組みでございます。

資料の2段目、漁業近代化資金融通対策費となっておりますが、補正額125万4,000円でございます。

右側の説明欄ですけれども、ここは、既存の漁業近代化資金につきまして、赤潮被害漁業者が稚魚購入等に必要な資金の融通に利子

補給を行うということで、既存の融資枠4億円を10億円に拡大しております。6億円拡大ということでございます。

次の段ですけれども、これに伴いまして、漁業近代化資金の債務負担行為の変更もお願いしております。

それから、一番下の段ですけれども、金融対策費、補正額128万円となっておりますが、この部分につきましては、被害が大きい場合に、通常漁業近代化資金の利子補給にさらに上乗せするというところでございます。

右側の説明欄でございますが、同じく赤潮被害漁業者が種苗購入等で生産回復を図る場合に、市町村が利子補給を行う場合に、それに対して助成をするというところでございます。括弧内に融資枠ということで、6億と3億ということでございます。

まず、6億の方は、先ほど御説明しました漁業近代化資金の6億枠を拡大いたしました。それに一定の被害が大きい場合に利子上乗せするというところで、漁業近代化資金は若干動きますけれども、現在1.6%になってございますが、これに被害が大きい場合に1%まで引き下げるというところでございます。さらに被害が甚大な養殖業者に関しましては、無利子とするというふうに考えております。

それから、もう一つの3億の方は、漁業近代化資金というのは、大体系統であります農林中金と漁業協同組合が取り扱うことになってございますので、それ以外の金融機関を利用される場合、別枠を用意するものでございます。この場合は、漁業近代化資金で補給をいたします分と同じ分の補給を行うということでございます。

4ページですが、以上で総額253万4,000円となっております。よろしく御審議をお願いいたします。

○村山農村・担い手支援課長 農村・担い手支援課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

農業改良普及費の新しい農業の担い手育成費でございます。財源は、国庫支出金の1,000万円の増額で補正をお願いしているところでございます。

説明欄にありますとおり新規ということで、企業等農業参入支援推進事業でございます。これは市町村が指定しました区域に参入する企業等がある場合、その企業が行う栽培技術の習得ですとか、加工品開発、それから販路開拓、それから簡易な土地基盤整備事業に対して補助するものでございまして、これによりまして早期の営農定着を図るものでございます。これは、中身的には補助率2分の1でございまして、おおむね4社程度を想定しておりますけれども、芦北町、それから小国町に今年度参入した企業がありまして、その企業等を想定しているところでございます。

それから、その下の欄、農業構造改善事業費の国庫支出金返納金でございます。

説明欄にありますとおり、経営構造対策事業返納金でございまして、2つございまして、まず1つが、平成20年度県附帯事業費の執行残が、左側にあります280万2,000円、それから昭和53年度市町村事業費の財産処分に伴う国庫補助金の返納、これが620万7,000円でございます。これは、阿蘇町が行った畜舎の整備事業を財産処分するというふうなものでございます。合計で1,900万円余の補正をお願いしております。どうぞよろしく願いいたします。

○麻生農産課長 農産課でございます。

6ページをお願いいたします。

畑作振興対策費の県産茶緊急地域銘柄確立支援事業1,192万円余の増額をお願いするものでございますが、これはリーフ茶、いわゆ

る急須で入れるお茶でございますけれども、このお茶が、近年、単価、数量ともに急激に落ち込みをしております、一部の農家では採算割れをするというような大変厳しい状態になってございます。

そこで、本県におきまして、県産茶の地産地消拡大、ブランド化に向けた地域の取り組みに対して緊急的に支援を行い、農家の所得を図るものでございます。

次に、生産総合事業費、いわゆる国の経済対策分に関連する分でございまして、1億3,483万円余の増額補正をお願いするものでございます。

これにつきましては、6月に17億円余の経済対策補正をお願いいたしまして、それぞれ、そこに書いてございますカントリー果樹施設等の整備を行ってございますが、予算化の後に地域からの追加要望がございましたため、かつまた、これが国の方で採択になりましたため、予算の増額をお願いするものでございます。

以上、農産課9月補正につきましては、1億4,675万9,000円の増額を計上しております。よろしくお願い申し上げます。

○高野畜産課長 説明資料の7ページをお願いいたします。

畜産振興費のうちの畜産生産基盤総合対策事業でございまして、1,290万円の増額をお願いするものでございます。

この事業は、右の説明欄の方にも書いておりますけれども、本県の酪農関係は非常に厳しい状態が続いております、特に18年の生産調整、それと19～20年の配合飼料、生産資材の高騰等、こういった中で非常に酪農経営が厳しい状態が続いております。

そういった中で廃業する農家が急増しております、特にこの3年間で約2割の農家が減少しているような状況でございます。そういった中、残りの酪農家におきましても、な

かなか増産に向けての投資ができないような、体力が残されていないような状況でございます。

こういった状況の中で、本県の生乳生産、これは前年度の計画数量というのが国の方で示されまして、そしてその計画数量に基づいて搾乳をしていくわけでございますけれども、昨年度も計画数量に対して約1万トンほど少ない数字を示しておりますし、今年度におきましても、この割り当てられました計画数量を約1.5%減少して現在推移しているような現状でございます。

こういった状況が続きますと、生乳の生産枠というのは、前年の枠に従いまして翌年度の枠を示していきますので、毎年毎年減少していく、こういった傾向が続きますと、生産基盤の弱体化が続くような格好になるわけでございます。

そういった部分で、この弱体化を防止するために、計画生産の維持を図ること、これが不可欠でございまして、現在、今年度分が約1,300頭ほど乳牛の頭数が今不足しているような状況でございまして、そのうち1,000頭につきましては、県酪連の方が推進いたしますけれども、300頭の乳牛の導入、この分について、今回補正を上げるものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

第17号議案の財産の無償譲渡及び無償貸付けの件でございまして、先ほど政策課の方からも説明がございましたけれども、20ページの方で御説明させていただきます。

熊本県の西原公共育成牧場、これは昭和46年4月に開設いたしまして、現在約1万3,000頭の育成牛を供給しているわけでございますけれども、畜産農家の規模拡大が順調に推移したわけでございます。

そういう中で、最近、この牧場の利用、これがだんだんだんだん減少してきておりまし

て、昨年の9月議会におきまして、一応牧場の役目が終わったということで、牧場の廃止を決定していただいたところでございます。その中で、本年3月末をもって牧場の閉鎖をしたところでございます。

今回、西原公共育成牧場の廃止に伴う建物及び物品の処分について、現在まで検討してまいりましたけれども、建物の補助事業が中に入っております、この補助金の返納を回避する、また、建物の今後の有効利用を図る、また、これまで協力いただいた西原村の産業振興の観点から判断いたしまして、次の下の表のとおりのもので今お伺いを立てるわけでございます。

建物は、ここに書いてありますように、10年未満の建物と10年以上の建物がございますけれども、10年未満の建物、これにつきましては、無償譲渡で西原村の方に譲渡する計画にしております。それから、下の10年以上の建物につきましては、これは27棟の部分がありますけれども、これは西原村への貸し付けということで今検討しているわけでございます。特に、この建物につきましては、県が西原村に貸し付けするわけでございますけれども、使用がなくなったときには、県の責任で撤去するというような格好になるかと思っております。それから、物品、トラクターにつきましては、51台について無償譲渡ということをするようにしております。

以上、こういった無償譲渡でお願いするものでございますので、よろしく御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、34ページをお願いいたします。

第6号議案の手数料条例の改正についてでございますけれども、家畜の疾病の診断基準に遺伝子学的検査、一般にPCR法検査と言っておりますけれども、これが追加されたところでございます。このことから、家畜の疾病の173種類のうち、高病原性鳥インフルエ

ンザを初めとする92種類の疾病について、遺伝子検査をこのPCR法で検査することが可能になったわけでございます。

本検査は、従来の検査方法に比べまして非常に迅速に精密な検査が得られることから、今後、この検査の申請の増加が予想されるわけでございます。そういった部分で、今回新たに手数料、これは1頭当たり2,500円の手数料でございますけれども、これを設けて分析依頼をするような格好にしております。

以上、3件につきまして、御審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○大薄農村整備課長 農村整備課でございます。

8ページをお願いします。

農地災害復旧費でございます。

本予算は、市町村が事業主体となります現年団体営耕地災害復旧事業に補助するもので、本年6月22日から7月22日までの梅雨前線豪雨で被災しました農地あるいは農業用施設など570カ所の復旧費用として2億3,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

また、今回の災害につきましては、激甚災の指定を8月25日の閣議決定でいただいております。また、災害査定につきましても、今週末で終わる予定でございます。

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

9ページをお願いいたします。

上から2段目の国庫支出金返納金で補正額7万5,000円を計上しておりますけれども、これは、国庫補助事業の施行地におきまして森林以外へ転用する事案が発生したことにより返納金でございます。

中段の流域総合間伐対策事業費で2億円の

増額補正をお願いしております。これは、説明欄でございます間伐等森林整備促進対策事業という事業におきまして、6月補正で御承認いただきました森林整備促進及び林業等再生基金を財源といたしまして、中核作業道の整備に対する定額助成を行うものでございます。

それから、最下段の造林事業費で4億5,600万円余の増額補正を要望させていただいておりますけれども、これは説明欄にございますように、間伐等の森林施業を支援するメインの事業でございます森林環境保全整備事業におきまして、経済対策として追加してこの事業を行うものでございます。

次の10ページをお願いいたします。

県有林造成事業費で補正額1億2,200万円余をお願いしております。これは主に説明欄の一番下のポツにありますように、これも、森林整備促進及び林業等再生基金を活用いたしまして、県有林内におきまして中核作業道を整備するものでございます。

最下段でございますけれども、森林整備課合計で7億7,900万円余の増額補正を提案させていただいております。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、32ページをお願いいたします。

報告第16号社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出についてということでございます、内容につきましては、別冊でお配りしております経営状況を説明する書類という冊子の中に挟んでおります1枚紙で説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、設立経緯でございますけれども、昭和36年に、計画的な造林を推進するため、五家荘林業公社として設立されまして、その後、昭和46年に松くい虫被害が全県的に発生したということで、その被害跡地の造林を進めるために、県内一円を対象とする現在の公社に改組しております。

2の組織の概要でございますが、資料に記

載されているとおりでございます。なお、職員につきましては、平成8年の18人から現在11名まで縮減をしてきてございます。

次に、3の林業公社事業の概要でございます。

まず、(1)でございますけれども、林業公社による森林整備につきましては、土地所有者と公社が契約を結びまして、林業公社が費用を負担いたしまして造林、保育、管理を行い、伐採時にその木の販売収入を林業公社と土地所有者で分け合うという、いわゆる分収契約方式ということで行っております。その分収の割合は、林業公社が6、土地所有者が4ということをお基本としております。平成20年度末の契約件数は1,438件、面積は9,285ヘクタールという状況でございます。

次に、(2)の平成20年度の主要事業の実績でございますけれども、現在、新規の契約を原則凍結してございまして、新植ゼロ、改植1ヘクタール、下刈り61ヘクタール、それから除伐、間伐464ヘクタールということで実施してございます。

続きまして、4の林業公社の経営改善に向けた取り組みでございます。

ちょっとそこには書いてございませぬが、林業公社につきましては、長期にわたります木材価格の下落、低迷等によりまして、借入金の解消など、いわゆる将来的な収支の見通しが大変厳しい状況にございます。

そういった中で、これまでも、組織の縮小ですとか職員数の削減、あるいは県からの貸付金の無利子化等の経営改善の取り組みを進めてきたところでございますが、平成20年3月、昨年3月に、県の方で設置しました有識者によります熊本県林業公社経営改善推進委員会というところから、さらなる追加的な改善策に最大限取り組むべきであるという内容の提言をいただいたところでございます。

平成20年度におきましては、この提言を踏まえた取り組みを行ったところでございませぬ

て、1つ目でございますけれども、長伐期化の推進ということでございまして、これは土地所有者の御理解を得まして、通常50年生程度で伐採するものを80年生程度に延長いたしまして、公益的機能の維持増進のみならず、対経済生産による木材収入の向上、さらには長伐期化した場合に、日本政策金融公庫から借入金を低利のものに借りかえられる制度がありまして、これを活用して利子の負担の軽減を図るものでございまして、平成20年度、新たに247ヘクタールの契約延長を行ったところでございます。

2つ目は、裏面になりますけれども、分収割合の見直しということでございます。

分収の割合は、林業公社6、土地所有者4を基本としておりますけれども、これにつきまして、契約相手方が市町村、財産区の場合には8対2に、個人の場合には7対3に変更することをお願いすることとしてございます。

平成20年度は、市町村、財産区に係る分では、新たに5市町村、1財産区の契約変更を御理解いただいて行ったところでございます。

また、個人の分収割合の見直し、これは大変厳しいといえますか、ハードルが高いわけでございますけれども、そういったことで関係機関が連携してやろうということで、県、林業公社、市町村等で構成する協議会を設置いたしまして、この準備を進めたところでございます。なお、個人の分は、今年度から具体的な働きかけを行っているところでございます。

最後に、5の平成20年度の決算関係でございます。

まず、(1)の21年3月31日時点の貸借対照表でございます。

資産の部の流動資産につきましては、これは未収金等でございます。また、固定資産は、ほとんどが山林としての資産でござい

す。

それから、負債の部の流動負債は未払い金等でございます。また、固定負債295億円余を計上してございます。記載しておりませんが、このうち県からの長期借入金が約210億円、日本政策金融公庫からの借入金が約85億円という状況となっております。

次に、(2)の収支計算書でございます。

支出の部の事業費は、間伐等の造林事業費等でございます。それから、一般管理費のうち支払い利息は、日本政策金融公庫からの借入金に係る支払い利息でございます。それから、分収交付金につきましては、これは間伐等で収入が上がった場合に土地所有者に分収分として交付するものでございます。受託事業につきましては、県有林の保育、管理を受託したものでございます。また、借入金返済支出は、県及び金融公庫からの借入金の元本償還分でございます。

これらを合わせました支出の合計が7億800万円余となっております。

次に、収入の部でございますけれども、事業収入は約5,500万円となっております。これは、まだ年齢が若く、また経営改善の一環として長伐期化も進めているということもありまして、本格的な伐採の時期になってないということで、この額がこの状況になっているところでございます。

それから、補助金収入は、この森林整備に係る補助金等でございます。借入金収入は、県及び日本政策金融公庫からの借入金でございます。

収入の部、合計で7億4,000万円余という状況となっております。

説明は以上でございますが、県、公社が一体となって、今経営改善を最大限努めているところでございまして、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

森林整備課関係は以上でございます。

○藤崎林業振興課長 林業振興課です。

11ページをお願いします。

まず、林業振興指導費の県産木材需要拡大対策費及び次の林業・木材産業振興施設等整備事業費で、合わせて10億5,547万円余の増額をお願いしております。

これは、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金を活用しまして、県産材利用を促進するための木造公共施設整備や間伐材の運搬経費及び地域材利用開発等に対する助成を行いますとともに、林業生産性向上のための施設や木材加工流通に係る施設整備及び木質バイオマス利用施設整備に対します助成を図るものであります。

次に、林道費の林業地域総合整備事業費で7,631万円の増額をお願いしております。

これは、国の経済対策に対応しまして次年度の計画を前倒して実施し、林道の早期開通を図り、事業効果の早期発現を目指すものであります。

12ページをお願いします。

林道災害復旧費の現年林道災害復旧費で1億3,305万円余の増額をお願いしております。

これは、平成21年6月29日から7月22日までの梅雨前線豪雨により被災した林道施設の早期復旧を図るものであります。

以上、林業振興課としましては、12億6,484万6,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、33ページをお願いします。

報告第17号財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

これにつきましては、お手元の別冊の中にペーパーを2枚お配りしてあるかと思っておりますので、これによりまして説明させていただきます。

まず、1、設立の背景、2、基金の概要でございしますが、当基金は、森林組合や民間林

業会社などの林業事業体に直接雇用されている林業従事者の就業環境を整備し、林業従事者の安定確保と育成を図ることを目的としまして、平成元年に設立されております。

平成9年度までに、県、市町村等の出捐によりまして32億円を超える基金を積み立て、その運用益により、退職金共済や社会保険制度掛金の事業主負担に対する助成を行うなど、各種事業を実施しております。

また、平成9年度には、当基金が、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づきまして、熊本県林業労働力確保支援センターに指定されたことに伴いまして、林業労働力の確保、育成のために、各種補助事業や委託事業をあわせて実施しております。

3の所在地につきましては省略させていただきます。

次に、4、組織等であります。役員としまして、理事14名、監事3名、事務局は6名で業務を執行しております。なお、下の欄に役員名簿を記載しております。

次に、5、基本財産であります。平成9年度までに県が27億5,000万円出捐し、そのほか、全市町村、県森林組合連合会、全森林組合及び民間林業会社を合わせて総額32億1,186万円の積み立てを行い、運用してまいりました。

なお、平成12年度、13年度及び15年度につきましては、利子収入の減少等から、基本財産の一部を取り崩して事業を実施しました。一方、平成19年度及び20年度には、民間林業会社から出捐をいただいております。その結果、現在の基本財産は31億7,793万円となっております。

また、当基金は、基本財産を国債、政府保証債、地方債及びユーロ債といった有価証券を満期保有目的債券として保有し、会計処理上、取得価格により評価してまいりました。

昨年の秋からの世界的な経済不況による景気低迷の影響で、基金助成事業に充てる利子

収入が不足する事態となりました。悪化する経済状況の中、株に投資されていた資金が安定した債券に流れ、国債等の評価が高まり、保有する国債が多く含み益を持つようになりました。

そのため、昨年度末、やむを得ず国債の一部を売却することにより、含み益を収入として確保し、利息収入等を合わせて基金助成事業を執行することができました。その結果、保有する有価証券の債券区分がその他の債券となり、評価方法が取得価格から時価評価となり、3億1,414万円余の評価損となっております。

なお、評価損のすべてがユーロ債でありまして、当債券は、円建て元本保証で満期まで売却できない債券として取り扱っておりますため、実際には現金収支に影響はないものと考えております。

次に、6、平成20年度業務及び決算状況であります。まず、(1)の事業実績のうちⅠ基金助成事業であります。

①の退職金共済制度及び②の社会保険制度加入促進策としまして、事業主が負担する掛金の2分の1以内を助成しており、延べ1,232人分で9,342万円余を助成しております。

③は、新規参入者を雇用し、一定基準以上の給与を支給する場合に助成しておりますし、④は、新規雇用者への基礎教育、基礎技術指導費として助成を行っております。

次のページです。

⑤は、新規参入者に住宅手当を支給する場合の助成であります。

⑥は、多くの技能を持った従事者を育成するために、林業技能養成研修への参加に必要な経費の一部を助成しております。

次に、Ⅱ林業労働力確保支援センター事業であります。国や県の補助事業や委託事業を3,600万円余で実施しております。

主な事業内容は、まず、①の補助事業では、地域林業の中核的な担い手である林業技

能作業士の養成研修、林業技能競技会の実施、新規参入促進のための広報活動等を行っております。

また、②から④の委託事業では、中堅林業従事者の指導能力向上を目的とした講師養成研修や林業事業体に対する相談、指導、管理者研修等を行っております。

次に、(2)の決算概要であります。正味財産増減計算書で説明します。

まず、一般正味財産増減の部ですが、これは基金助成事業及び林業労働力確保支援センター事業等に係るものであり、当期増減額がマイナス1,313万円余となり、期末残高が3,481万円余となっております。

次に、基本財産の指定正味財産増減の部ですが、先ほど説明しました時価評価による会計処理等もあり、当期増減額がマイナス3億1,403万円余となり、期末残高が28億6,378万円余となっております。そのため、合計の正味財産は、期首残高32億2,576万円余に対しまして、期末残高は28億9,860万円余となっております。

次に、7、利子収入につきましては、基本財産を国債及びユーロ債に約半分ずつ運用し、これまでも多くの利息収入を得ているところであり、適正に運用されているものと考えております。

以上で報告を終わります。

○久保森林保全課長 森林保全課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

治山費で5億5,400万円余の増額補正をお願いしております。

まず、緊急治山事業でございますけれども、5億200万円余の増額補正をお願いしております。これにつきましては、本年6月から8月の梅雨前線豪雨により発生いたしました山地災害箇所のうち、山鹿市菊鹿町矢谷を含む6カ所について、緊急に復旧を図るもの

でございます。

次に、単県治山事業でございます。

これも同じく、梅雨前線豪雨により発生いたしました山地災害のうち、国庫補助の対象とならない比較的規模の小さな被災箇所を復旧するものでございます。県営及び市町村事業を合わせまして5,100万円余の増額補正をお願いしております。県営事業、市町村事業を合わせまして23カ所について事業を実施いたします。

14ページをお願いいたします。

治山施設災害復旧費でございます。

現年治山災害復旧事業で1億500万円余の増額補正をお願いしております。これにつきましては、本年6月の梅雨前線豪雨により被災いたしました治山施設、八代市の泉町でございますけれども、その復旧でございます。

以上、森林保全課といたしましては、総額6億6,000万円余の増額補正をお願いしております。どうぞよろしく申し上げます。

○神戸水産振興課長 15ページをお願いいたします。

漁業経営構造改善事業費3億5,250万円余の増額補正をお願いいたしております。

説明欄の方でございます1件が、県漁連が入札事務省略化のために行う養殖ノリ入札電子化に対する助成でございます。

もう一件が、経済対策として実施いたします老朽化している水産物荷さばき所整備に対する助成でございます。天草市の本渡地区1カ所、上天草地区の柳地区、鳩之釜地区2カ所。以上、3億5,250万円余の補正をお願いいたします。

以上です。

○尾山漁港漁場整備課長 16ページをお願いいたします。

県営漁礁設置事業費、増殖場造成事業費、水域環境保全創造事業費につきましては、地

域活性化・公共投資臨時交付金の充実に伴います財源更生でございます。

次に、17ページをお願いします。

上段の地域水産物供給基盤整備事業費でございますが、これは苓北町が水産資源の維持及び増大を図るため漁場の整備を行うもので、国の緊急経済対策の一環として実施する事業でございます。2億4,000万円の増額補正を計上しております。

下段の漁村再生整備事業費は、先ほどの説明と同じ財源更生です。

18ページの漁港関係港整備事業費につきましても、同じく財源更生でございます。

以上で説明を終わります。

○九谷弘一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 畜産課長、公共牧場の無償譲渡はわかりますけれども、建物について、10年未満と10年以上に分けて、10年未満は無償譲渡、10年以上は無償貸し付けということになっているようでありました。これは、想像では多分10年以上たつてやるやつは、この先余り使えない、使えなくなったときに撤去費用を県が負担するという前提でそういう分け方をしたのかを1つ聞きたいです。

それと、もう1つ、育成牧場だったんですかね、酪農牛の——前から言ってた種雄牛の精液の……（「雌雄判別精液」と呼ぶ者あり）そうそうそう。あれを何かここでやっていたと思ってましたけれども、今はそれはどうなっていますか。その2つをお願いします。雄雌を判別して種をつくっているやつ……。

○高野畜産課長 前川委員の方の質問でございますけれども、建物につきましては、ここに10年以内と10年以上ということで分けておりますけれども、当初は、西原の方にとにか

く無償譲渡、これが一番補助金返納も要りませんので、そういった格好で交渉したんですけども、どうしても今40年ぐらいたっている建物でございますので、かなり老朽化が激しい、そういった部分で無償譲渡で西原にやった場合が自分たちで壊さなければいけない、最終的には10年未満のものにつきましては無償譲渡でいいけれども、これはまだ長く使えるというところもあるんですけども、10年以上のものにつきましては無償貸し付けで——先ほど委員が言われてらっしゃったように、最終的に崩すときには、もう県有財産ですので、県が廃棄処分というみたいな格好になるかと思っております。

それから、先ほど言われた雌雄判別の精液でございますけれども、この西原の育成牧場の方では、受精卵関係、こちらの方はずっとやってたわけでございますけれども、この雌雄判別精液は、家畜改良事業団、これは国の方にある事業で、熊本の方の西原のところには種雄牛センターがあるんですけども、こちらの方で供給している部分で、この家畜改良事業団の熊本種雄牛センターは今後とも同じような格好で継続していきますので、当然、酪農家への供給、こういったものは従来どおりやるような格好になるかと思っております。

○前川収委員 じゃあ、将来はまた、育成牧場の建物の方なんですけれども、撤去費は県が支出せざるを得ないような状況になるということですね。それを含んで一緒に譲渡は、やっぱり向こうが受け取らなかったわけですね。

○高野畜産課長 一応村の方としては、もうよかったら要らない施設は撤去してくれというみたいな話もちよっとあったんですよ。撤去すれば、補助金返納とか解体費用で約9,000万円弱ぐらいの値段がかかるわけでございます

まして、それよりも無償貸し付けをしまして、そして崩す費用というのが、大体今のところ見積もって約3,300万ぐらいじゃないかと思っております。そういう部分で、どうしてもそちらの方が県の財政の出動も少なく済むということで、こういった方式で西原村とは話し合いをしたところでございます。

○前川収委員 補助金返納もまだ残っているわけですね、一部は、9,000万のうちの3,000万……。

○高野畜産課長 畜産利用しなければ、補助金返納ということになりますけれども、今回の方法で行きますと、一応補助金返納はしなくて済むような……。

○前川収委員 貸し付けでも大丈夫なんですか。

○高野畜産課長 この部分については、国の方と話をして一応オーケーをもらっております。

○前川収委員 わかりました。

それと、もう1つ、さっきの受精卵の話は、今まで県でもやってましたよね、ここで。雌雄判別の受精卵、あれはどこで……。もともと農研センターかなんかでやってて、それを向こうに移したと思ったんですけどもね。

それで、なかなか普及が進まないということで、非常に特別な技術者が必要で、その技術者の異動等もあって普及しなかったということで昔指摘させていただいたことがあったんですけども、酪農家の方は、それはもう納得なさっているわけですかね。

これから先、酪農経営の中で非常に大事な部分は、やっぱり産み分けをきちっとやりながら、いわゆる肥育に回すための子牛生産

と、それから酪農牛の導入というのを明確に計画的にやれるようにという意味では、その判別がある受精卵というのは非常に利用価値が高いと思っているんですけれども、それはもう県として、その事業については、直接的には取り組まずに、何とかセンターとおっしゃった外部のそちらに頼むということですか。

○高野畜産課長 今、前川委員の方から話がありましたけれども、雌雄判別をする産み分けの精液については、家畜改良事業団が今供給しているような状況です。それで、熊本県でも今数千本購入しているような状況でございます。

それから、委員が言われております受精卵につきましては、雌雄判別は農研センターの方で今も現在やっております。それで、例数を今固めておるんですけれども、なかなか雌雄判別で、本来は雌が生まれるような格好でしている部分があるんですけれども、今のところ、まだ6・4か7・3ぐらいの比率じゃないと産まれてないような状況なんです。本来は100%近く雌が生まれるような格好の受精卵ということですが、今までの実績を見ますと、大体7割近くが雌が生まれ、どうしてもあと3割ぐらいは雄が生まれるということで、そのあたりは、もっと精度を上げるために、今のところ農研センターの方で試験をやっているような状況でございます。

○前川収委員 6・4、7・3、僕が聞いたときは、たしか8割、9割以上はちゃんと判別できるという話を聞いたんですけれども、何か最近下がっているんですか。もともとそうなんですか。なかなかそれが普及しないというのが、技術者も含めてですけれども、技術者とやっぱり精度の問題ですかね。それから、少し子牛が弱いというのかな。それで生まれた子牛が弱いという話もちよっと聞いて

たんですけれども、これをちゃんとやっていると、計画性ができて酪農経営もかなり楽になるんじゃないかなと思ってたんですけれども、その点についてはどうですか。

○高野畜産課長 今、前川委員が言われてましたように、1つは、技術者がかわったということも1つあるんですよ。それで、その技術者のときには、大体8割ぐらいの性判別ができたということなんですけれども、その後、技術者がかわって、若干確率が落ちたということで、今のところまたかなり回復に向かってきているという話は今聞いているような状況でございます。とにかく精液の方は、大体95%は雌が産まれるところまで行っておりますけれども、受精卵についてはまだそこまで行ってないのが今の現状でございます。

○前川収委員 だったら、県の畜産課として、どちらに——前も一回言ったんですけれども、これは特別な技術を持った技術者しかなかなかできないので、技術者育成をやっていこうという気持ちが余りないんじゃないですか。どちらでやろうと思ってらっしゃるんですか。

前も一回指摘したと思いますけれども、高野さんはいらっしゃったかどうかわかりませんが、農家から苦情が出たんですよ。せっかく今確率が上がってきて、これからだというときに異動になって、その人が違うセクションに行っちゃって、結局またやっぱり結果として落ちたわけですね。落ちたらもう何もならぬですよ。6・4ぐらいだったら、それはだれもつけませんよ。それを今まで事業としてやってきているのに、結局成功をしないままに、普及しないままに、技術者がかわることによって精度が落ちて、もっと普及しないということに結果としてなってるじゃないですか。

その辺は、やっぱりもうちょっと中長期で

考えて、目標をつくって技術者の育成も含めて取り組まないと、何かそのときそのときの、ただ単に人事異動だからなんていう話でやるんだったら、最初からやらない方がいいような話ですよ……（「水産もたいな」と呼ぶ者あり）はい。

これはやっぱり今井手先生がおっしゃったけれども、農業の技術者とか、それから水産もそうでしょう。林業もそうでしょう。技術者育成というのは、そんな1～2年でやれと言われてたって、それはできないと思いますよ。ある程度きちっと中長期の計画をつくって、人材確保もしながら、異動はあるのはあるでしょうけれども、今この大事なときに、この人がいないと困るといふのをばんと動かして、そしてやれなんて言われてたって、今もうまさに私が言ったとおり数字がどんと落ちたじゃないですか。前は9割と聞いてましたよ、大体。それが6・4と今聞いて、えっと思ったんですけども、6・4だったらだれもつけませんよ。普及しませんよ、それは。

そういった技術者の育成については、やっぱりもうちょっと中長期で考えて、異動はあるにしても、化学者とか技術者の人たちは、ある程度そこに腰を落ちつけて育成していくという考え方を持ってもらいたいと思いますけれども、部長いかがですか、そういう部分は。

○廣田農林水産部長 今、特に酪農関係は、どうしても子供は産まないかぬ、雌牛は産まないかぬと。できるだけ有効にするということで、F1とか黒毛の受精卵を移植するというようなことで畜産経営が成り立つとる部分が相当今まであったと思います。

そういうことで、今話がありましたように、例えば、ある意味では技術者の習熟度合いによって相当違うということは、これは県としても大きな問題というふうに考えますので、県として、きちっとそういったことがで

きるような体制を考えていきたいと思いません。

○前川収委員 今おっしゃったように、酪農経営は厳しいんですよ。そして、今、これはほかに予算を組んであるように、新たな酪農牛の導入を県も補助してやるということで、それを導入するためには、やっぱり確実に雌牛を産ませるといふことと、全部はそれができない場合があるわけですから、雄牛になっていいという部分については、受精卵をF1に入れたり、ほかの種を入れて、要するに子牛生産をするわけですね、繁殖の方で。繁殖牛も足りないでしょう、熊本県は全体からいえば。

だから、酪農を助け、繁殖牛もちゃんとつくるといふ部分からいえば、さっき言った、きちっと判別ができる受精卵をきちっと確立していくことが、酪農だけじゃなくて、今後の熊本県の畜産全体には非常に有効だといふふうに思っておりましたので、それがどんどん普及していくことを期待しておりましたけれども、知らないうちに、ちょっと目を離したすきにじゃないけれども、また技術者異動でその技術が落ちたということは、後退ですよ、これは。やっぱり中長期できちっとそういうのは目標を立てながら、技術者育成とかいふものにも取り組んでいただかないと、組んでいる予算が無駄になりますよ。無駄になる。そして、県が無駄になることも困りますけれども、酪農畜産経営にも影響が出るわけですから、その辺はしっかりと取り組んでください。

以上です。

○村上寅美委員 3ページ、団体支援総室長、これは4億から10億、近代化資金ということで、融資だね、これは。

○牧野団体支援総室長 漁業近代化資金は融

資で、これに対する利子補給でございます。

○村上寅美委員 それと、この委員会でも視察に行ったけれども、非常に全滅に近いような御所浦周辺のああいふ状況になっているから、再起がどうかというところもいろいろ懸念したのが漁連あたりから入ってくるけれども、大体、申し込みというか、資金の需要に対して、これで足りるの。

それと、もう1点、共済は何%ぐらい入ってるの。2点。

○牧野団体支援総室長 まず、今回の資金につきましては、特に、海水養殖漁協を中心として、被害状況につきましては情報を収集しながら詰めてきたところでございます。

今回の制度に申し込むということについては、今のところわかっておりませんが、今回の仕組みが、基本的には漁業近代化資金の既存の制度、それに、さらに漁業近代化資金は利子補給で1.6に抑えてありますが、さらに被害が大きい場合に1.0に抑えると。さらに甚大な場合にゼロにするというふうな3段階でございます。途中の1%にするというふうな要件につきまして、被害尾数が魚種ごとに3割以上超えた場合は、大体まず1%という、1段上乘せをしようということですが、海水養殖漁協から得た情報によりますと、大体3分の2、組合員の方に関しましては、被害を受けた方の3分の2ぐらいは大体これぐらいの被害を受けておられるというふうなところでございます。それ以上のことについては、ちょっとまだ今の段階ではわかっておりません。

あと、共済につきましては、これも全体でございますが、大体7割程度、7割強ぐらいは何らかの形で共済に入っておられると。共済の場合は、また積算法がいろいろ違いますので、被害額をそのまま補てんするということではございませんが、共済に入っておられ

るかどうかということにつきましては、海水養殖漁協のお話によりますと、大体7割ぐらいではないかというふうに聞いております。

○村上寅美委員 それで、現在、養殖業を営むまでで、これは何の業界も一緒だけど、漁業者が既に負債を持つとるわけよね。それでも大丈夫なの、これは。別枠というような形の融資になるの。大体そこで詰まってしまうとたい、借金があるものだからね。だから、借金があるから、あただめばいたという形のところはどうか。ほとんどだね。

それでね、セーフティーネットだってそうなんですよ。セーフティーネットが380ぐらいのやつが600、700、もう800ぐらい伸びている。新規の連中がゼロだから2億8,000万というのは使えるけれども、今まで300何業者というのが、これはもう別の話だけど、いっぱい借るとるわけたい。これは使えないわけよね、セーフティーネットも。

団体総室長、だからその辺を心配しよつとたい。厳しく——ある組合長が御所浦に行ったときに、委員長もおったけど、実はおれも体験しとるからようわかるわけたい。その辺で、制度はつくるけど融資ができないというのが、ほぼこれまでのパターンだから、その辺のところ、例えば組合が絡むとか——組合は絡もうとせぬばってんね、組合が絡むとか、何らかの形でないと借りられないわけですよ、もう負債がたまるとるから。どうなの。

○牧野団体支援総室長 今委員御指摘の点は、私どもも、動かぬと言われますと——よく聞いております。それで、今回の場合は、被害当初から、国の方も、各金融機関に対しまして、資金の円滑な融通というふうなことに配慮するようというところで文書を出しておりますので、それとあわせて、特に日本政策金融公庫、それから農林中金、この辺につ

きましては、赤潮被害に対応する円滑な提供ということで、特に取り組んでもらうようにということで要請をしているところでございます。

もちろん、実際の個々の業者のお話になりますと、確かに御質問にありましたように、既に負債が大きいとかいうふうなことで、各論になりますとなかなか難しいところがございますが、あと、現在、今年度の制度でございます漁業緊急保証という、いわゆる保証制度ですね。これは漁業信用基金協会が行いますが、この辺と組み合わせ、何とかいい方向に対応できないかということで要請しているところでございます。

○村上寅美委員 それで、私は、平成15年か16年ぐらいと思うけれども、中小漁業法というのが改正されてるね。だから、これがまだ、堤君、生きてるのかな。

○堤農林水産部次長 多分余り使っておりませんけれども、生きてると思います。ただ、先生、これは熊本県と岡山県だけが信漁連がないということで非常に借りにくかったということから、これは村上委員が一生懸命頑張っていたかまして、無担保無保証で借りる制度をつくっていただいたというものでございます。ただ、保証料がちょっと高いと、通常の倍ということで余り利用されてなかったと。

それから、もう一つは、改善計画を立てなければならぬということもございまして、それがなかなか難しかったというようなことがございまして余り利用されてなかったんですけれども、今牧野総室長が言いましたように、全国枠1,200億円で、これは保証枠が設けられております。漁業緊急保証制度かなんかの事業が設けられておりますが、通常ですと、保証しますと、相手が倒れますと3割の負担が出てきたわけでございますけれども、

この制度ですと3%でいいというような制度でございますので、非常に使いやすいと。この制度を使って、村上委員が言われたやつよりもちょっと制度がよございますので、使いやすいということで、この制度を使って保証が行われて、融資がうまくいくようにということを使ってやっております。

○村上寅美委員 最後に、それが使われなくちゃ——書類をつくりきらぬとたい、申請が、銀行と違って。だから、その辺が、例えばそういう税理士じゃなくて、そういうところの指導を県がやってくれたら。制度はつくるけれども、漁業組合に行ったら、借りたと言っても、もう必要書類とかなんとかというところが整理しきらぬとたい、本当に。

だから、そういう制度があるから——これは平成9年か10年の天草の御所浦の赤潮のとき、長官と話をして、これは園田さんも立ち会って、そして、何で農業と水産がこんなに隔てがあるのかということから入って、やっと——これは今言うように、これはもう熊本県と岡山県と信用事業をやっていないということで、そのためにつくられたと。

ところが、利用がないわけよね。だから、その辺のところ、さっき前川委員が言うように、せっかくつくったやつが衰退するか使われないとかというのは、やっぱりこの辺は、あんたたちも、担当担当で、そのときそのときわからぬところがあるかもしれぬけれども、事務的じゃなくて、部長、実務的に入ってもらいたいと思うんですよ、実務的に。わからぬところは、弁護士じゃないけれども、そういう書類つくりの達人あたりの講習を受けさせるとか、いろんなことをしないと、書類ができないんですよ、本当に。その辺は要望しとくから、よろしく。

それから、これはここで言うべきじゃないけれども、異動させるなという話があるけれども、用地買収なんかがあるんですよ、用

地が。もう日夜徹夜して、用地なんていうのは、夜しか大体できないから行って、やっつき合いになってお願いしますと言いよつと転勤するものだから、2年ぐらいで辛抱して、そしてもう昇格していく。あとは新人が来るから、うまく引き継ぎができてとったりできとらぬという、これはこの農林水産委員会の問題じゃないけれども。

委員長、これは全体的に党の方も要請して、やっぱり人事異動については、変な癒着にならぬような形で、やっぱりそれを完成させたら2階級上げるとか、だめな人はちょっと左に行ってもらおうとか。民主党じゃないぞ、おれは自民党だから。そういうふうにはやっぱりしなきゃ、何だか権利だけ持っとして、義務だけ果たしときゃいいというような時代じゃないよ。熊本県も、やっぱり株式会社の感覚を持たなきゃだめですよ。要望です。

以上です。

○井手順雄委員 関連でいいですか。

今、近代化資金と利子補給の補助事業に対して、まだ申し込みがわからないというようなことをおっしゃいましたけれども、なぜこの枠を広げたというのが、この金額になったのか、その根拠は何でしょうか。

○牧野団体支援総室長 今回、6億と3億ということで大体9億ぐらいのセットになってございますが、これは大体8億7,000万というふうな被害総額がございまして、当初はもう少し伸びるかなということもあったんですが、被害総額の見通しとそれから共済の額、これはすべて見通しでございましたが、そういうものを総合的に判断して、6億、3億と、合わせて9億というふうにご設定したものでございます。

○井手順雄委員 そういう設定の中で、現在

においても申し込みがどの程度あるかわからないというようなことでありますけれども、実質、赤潮被害が発生して2カ月ぐらいたってるかな。それでまだ全然わかってないというのは、県が把握をしないというのは、それはちょっとおかしいんじゃないかというふうなことだと思いますけれども、そこら辺は本当にわからないんですかね。再度お聞きします。

○牧野団体支援総室長 この内容の検討段階におきましては、先ほど申しましたように、主に海水養殖漁協というものがございまして、そこの方から、被害状況につきましては一応情報を収集しながら詰めてきたところでございます。それで、申し込みはまだ――要するに、まだ議決をいただいてというふうなことになりますので、そういう意味で手続はスタートしていないというふうなこともございますが、先ほどの村上委員の質問の中でちょっとお答えいたしましたように、海水養殖漁協の組合員の中で被害を受けられた方がおられるんですけれども、その中では大体3分の2ぐらいは、いわゆる1%の要件といたしましょうか、そこを満たすような……。

○井手順雄委員 わかりました。

もう1点いいですかね。

今回補正が37億という中で、国庫支出金が23億。これは、内訳としての経済対策分という中の流れで、補正の金額というのは幾らになるんですかね。だれかわかりますか。

○白濱農林水産政策課長 今回の補正分につきましては、経済対策分が26億で、通常補正分が10億の約37億になります。

○井手順雄委員 いろいろ、農業新聞とか、漁業の新聞とか、専門紙をちょっと見ますと、例えば、補助事業を凍結だとか、

今回の中にもそういうやつが37億分入ってるんじゃないかと思うんですが、そういう分の凍結された予算というのは、ここには上げてないわけですか。

それとまた、今後どういった内容になるかわかりませんが、農林水産部として、今まで経済対策分をどんどん予算化してきた中で、まだはっきりはしてないんでしょうけれども、見通しとして、どの分が白紙になるのかなど、大変危惧しておるわけですね。

結局、さっき言ったごと、いわゆる補助、例えば細かい話ですけれども、農家がトラクターを買いたいけん、補助をしてくれと、わかりましたという中で、今現在は、ちょっと待ってくれと、国の方がストップをかけているというようなことが多々あるんですね。そういうのは、今後、どういった見通しでできるのか、できないのか。

それとまた、県圃事業だとか、そういう農業の事業に対しても、一応今のところは待ってくれというようなことで、今後、そういう今までやってきたやつは、そのまま継続してできるのか、できないのか、それもあわせて……。

○前川収委員 委員長、関連で、どうせ答えさせるなら関連でお願いいたします。

今、井手委員がおっしゃったのは、県や市町村を通じた予算でそのような部分は、もう県はきちっと把握ができると思います。ところが、我々のもとには、県や市町村を通じてない予算というのがあって、農家が直接——多分JAは通じていると思いますけれども、市町村は知ってるんですね。事務は、実態的には市町村がやってらっしゃいますけれども、市町村の中に、何とか事業推進何とか会とか協議会とかつくって、その協議会から国の方に直接補助申請をして、さっきのトラクター事業なんていうのが、事業名は複雑でいろいろあるけんわかりませんが、そう

いうやつがとまるという話がもう既に来ております。

これは、市町村とJA、それから県、この3つか4つできちっと調べれば全部わかると思うんですね……（「県はわからぬもんね」と呼ぶ者あり）県だけではわかりません。市町村にちゃんと状況報告が来て、市町村の事業のじゃなくて、市町村が管理している団体も含めて、事業は、市町村と言え、市町村じゃないというわけですね。市町村職員の皆さん方と農家と一緒につくっている何とか協議会とかいう、その協議会から補助申請をさせている、協議会が窓口になっている事業もありますもんね。そういうものも含めて、もう1カ月ぐらいたつわけですから、きちっと精査が終わっていると思いますけれども、今経済対策の補正予算の内容は、県・市町村分については、井手先生からお話がありましたけれども、県・市町村を通じていない部分についての影響がどう出ているかについて、一緒に答えていただければと思います。

○井手順雄委員 まず、37億はできるのかというのは確定しているのかと。

○白濱農林水産政策課長 37億については、すべて一応計上しておりますけれども、今、御承知のとおり国におきましては、まだ15日まではなかなかわからないというふうな状況がございまして、こちらまでには伝わっておりません。ただ、基金事業とかにつきましては、一応3カ年の基金事業がございまして、今年度分については、地方分については大丈夫だろうというふうな見通しを持っておりますが、ただ、来年度以降がちょっと不透明な状況でございまして。

○村山農村・担い手支援課長 今御指摘がありました県の予算を通らない事業というのは、各市町村、県にもございますけれども、

担い手育成総合支援協議会というのがあります。そこを通る事業でございます。それにつきましては、今のところ補正予算で事業化してあったものが、私どもで把握しているところは5本ぐらいあるわけなんですけれども、それが一番問題になるのは、交付決定している部分は、これはもう間違いないんですけども、割り当て内示があつて、それが停止になっているという……。

○前川収委員 内示は終わっているんですか。

○白濱農林水産政策課長 割り当て内示は終わっているんですけども、それが交付決定まで行ってないものですから、そこがどうなるかというところでございます。

しかも、言われましたように、トラクターとか、コンバインとか、今ちょうど収穫の時期に入りますので、農家としては、それを目当てにいろんな営農計画をつくってますので、そういうことに非常に影響が出るということで、国にはそういうことを言ってきたということで考えておるところでございます。

○前川収委員 今の内容について、具体的に件数とか金額を教えてください。

○村山農村・担い手支援課長 これは、やっぱりトラクターとか、それからハウス等をする地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業、これは農家個人に対して行く分で、非常に珍しい事業でございますけれども、これが件数にして8件ございまして、これに対して、助成金がトータルで3億と追加分ですので、4億4,000万、助成額というのがございます。

それから、担い手経営展開支援リース事業、これはリース事業を行った場合、2分の1が出るものでございます。これは地域営農

組織に助成するものでございます。これは大体コンバインですね。これをリースする場合に、2分の1が出るということでございます。これは県内7件ございまして、トータルで助成額の部分で2,000万ぐらいが助成額というもので予定されておったというところでございます。

それから、あと、新規就農定着促進事業、これは新規就農者がやはりトラクターとかそういうものを導入する場合に出るもので、これも2分の1事業でございますけれども、これがトータルで19件ございまして、助成額、補助金の額からいきますと1億9,000万ぐらいということになっております。

○福島農林水産部次長 今の御質問の件ですけども、今担い手課長が申し上げたものは、所管している部分をお話しているんですが、先ほどから委員の先生方から上がっていますように、協議会に直接国から行くもの、それから事業主体、ある面では個々の農家の場合もございます。それから、市町村に行くもの、それぞれですので、県全体で幾ら——確定した数字で、これだけ我が県にあるというのは、今のところちょっと数字を持っておりません。

課でいいましても、農林水産部のいろんな課がございまして、そういうところでわかっている部分はある程度持っているんですけども、県全体で国から幾ら、そういう事業主体、あるいは市町村、あるいは協議会、そういうところに行っているというのでまとめたものは、今のところちょっとまだ持っておりません。

以上でございます。

○前川収委員 まず、早急に調べていただきたいことが1つです。これは、協議会を通じていようが、県を通じていようが、市町村を通じていようが、利用されようとする農家に

にとっては関係ないんですね。しかも、大切な事業ですよ。やっぱりこれだけ厳しい農業経営の中で、計画的に営農計画をつくって、これは簡単に、はい申請しましたじゃないですよ。恐らくきちっとした営農計画を書面で書いて、それを審査した上で、交付決定なり採択なりというのがあったと。

私、経緯を知ってますからね。1次採択のときは外れたという人もいらっしゃいました。それは、計画が悪いからこういう点を改善しようということで、今度補正でまた上がったから補正に乗せようということで、もう一回頑張って手を挙げられて採択された方も、少なくとも私の地元の菊池にはいらっしゃいます。御存じだと思います。わざわざ当初予算で外されたからもう一回やり直すということで計画をつくり直して、市町村の職員もJAの職員も一緒になって計画をつくり直して、手を挙げて、そして補正でやっと——経済対策とはいえ、補正でやっと採択されたという話が、ここになって今どうなるかわからないという状況なんです。これは、県や市町村を通じていようが、そういう形態でいこうが、農家にとっては関係ないわけでありまして、非常に大切な事業です。

ところが、県や市町村を通じている事業であれば、まさにこの予算審議の中で我々がきちっと議論をし、問題提起もできるんですね。ところが、それは通じてないものですから見落とされてしまって、問題提起にならない部分がたくさんあると。今聞いただけで5億以上、6億以上、既に今課長がおっしゃった部分だけで6億ですよ。6億以上になりますね、これだけで、この予算が我々の目に触れないところで凍結されるかもしれないという状況があるという事実。

そのことを考えれば、部長、やっぱりこれは早く県があらゆる手段を講じて、少なくとも農林水産部であれば、農林水産部に関係のある——市役所に聞けば、今の事業は全部わ

かってるんですから。何とか協議会というのは、市役所の職員さんたちが、名前は別ですけども、市の仕事としてやってらっしゃる。市として申請はしてなくても、何とか協議会としてやって、実務は市町村の職員さんがやってらっしゃいますよ。

そういうのを全部洗い出して、早急に、大体幾らぐらいのまだ未確定な部分、県や市町村の予算以外で未確定な部分、通ってないやつで未確定な部分がどの程度あるというのを早く出してやっぱり問題提起をしないと、だれの目にも触れないで、ただ単に利用者だけが——何も彼らには瑕疵はないんですからね。いいですか。政府が予算を組んで国会に提示して、国会で認められた予算が、それぞれ国、県、市町村やいろんな団体においてきて、それに手を挙げて申請をして、そして採択された事業ですよ。だれも、利用者にも、県にも、市にも、我々には何ら瑕疵はありません。政権の都合だけじゃないですか、それは。

もちろん、今の政権だってわからないからそう言ってらっしゃるんだと思います。必ずそれはやってくれると思います。しかし、問題提起をしないと、国、県、市町村の議会の予算を通ったやつ、これはやりますと、そうじゃないやつは切りますという話になったら、農家とか利用者がかわいそうですよ。そこをやっぱり一刻も早く精査をしていただき、実態的にどの程度あるのかという部分——システムの話は別ですよ。それは、国、県、市町村を通していくシステムの方がよかったのかもしれない。個人的にはそう思います。

しかし、システムの話は農家には関係ない話ですから、その被害実態、まだ被害と言っちゃいかぬでしょうけれども、その懸念がある実態については、早急にやっぱり把握していただき、議会というこういう公の場でお話をしていただかなきゃいかぬと思いますの

で、ぜひよろしくをお願いします。

○城下広作委員 先ほどから一連の話がっている関連みたいなものですけども、もともとの緊急経済対策の、例えば6月補正でいろいろ決めたこととか、9月で上げる補正の分とか、結構基金事業の中には、3年間を見越してやる事業が多いんですよ。皆さんも御承知のとおりです。短期間のスパンではなくて、3年間を見越しながら、第1段階ではこれをやろう、第2段階ではこれをやろう、来年度はこうやろうと、こういう流れの中で、一部今回予算を計上した部分は、それはオーケーですよと言われても、結果的に1年後、2年後は続かないというようにキャンセルされる場合が多々あると思うんですよ。

そうすると、せっかく投資したことが無駄になるという、また悪循環に入る可能性もあるわけですよ。この辺もよく考えておかないと、今6月で通した部分、例えば1つ頭に浮かぶのは、私が質問した例の森林の件ですかね。例えば、初年度は測量をやりましょう、次年度は建物をやりましょう、そして伐採機を買いましょうと、3年事業で考えているんです、ああいうのは、大体。ところが、最初に測量しても、2年度の機械購入や建物の分はもう予算がありませんという、意味がないですたいね。

こんな事業がいっぱい、まだ知らない分野で結構つながって3年間見越してやる分というのがあると思うんです。この辺の影響なんかもよく精査しとかなないと、結局無駄な投資につながる。政権が全く違う価値観を出せば、それこそそのことすら否定されてしまうという、この辺の心配なんかは私はあると思うので、ちょっと具体的に大きい分だけでも、こういう事業、こういう事業は、まさにそういう事業……。

○前川収委員 資料があるそうですよ。

○城下広作委員 ああ、そうですか。じゃあ、それをちょっと教えてください。突出した分だけでいいですよ。何か似たような感じの分は……。

○前川収委員 執行部、つくってあるんでしょう、一覧表みたいなやつ、それをください。

○城下広作委員 やっぱ一番心配なんですね。大きな事業で、今のうちにある程度心構えしとかなないと、関係する人たちはもうがっかり来るじゃないですか。

○前川収委員 配りよる間の余談ばってん、12月の補正で基金部分もみんな出してしまうたい。今年度使ったやつはいいというなら、それは……。

○城下広作委員 早く路線を考えとかなないと。

○村上寅美委員 よかね今、ちょっと休んだる間。

部長、2日で3兆円が2兆円と、漠然としたアバウトな話だけどね。だから、大体あなたたちの胸三寸では、例えばどういふのがやっぱりカットされているかということが、大体おおよそわかりやせぬね。これはだれか、政策課長。

○白濱農林水産政策課長 農林水産省で今すり出しているのが、農地集積事業ですね、あの3,000億円。後の情報によりますと、あとプラスアルファで何百億かの話になるというふうなことまではわかっておりますが……。

○村上寅美委員 それを聞きよつとじゃなかもん。だから、大体我々はニュースしかわか

らぬから、テレビしかね、だから、あれによって、ああ、おれの課のどれをやられとる、やられやせぬかとか——久保君、君はその他で言うから、その他のとき。そういうのの大体アバウトなね、勘定科目の中で、熊本県ではどういふのがやられやせぬかというような勘定はわからぬと。これは確たることはわからぬのは当然だからね。それは、その辺は野球評論家になったつもりで言え……。

○前川収委員 質問の途中で、例えば農地集積事業は、今取られるとおっしゃったでしょう。熊本県に影響出ますか、それは。

○村山農村・担い手支援課長 農村・担い手支援課ですけれども、今3,000億になっているというのは、これは農地を貸し借りするときに、貸し手の方ですね。農地をそもそも持っている所有者の人には、今からですと5年間、トータル7万5,000円ぐらいになるんですが、それをやりましょうというやつです。もう1つ、これが今回出てきたものですか。

ただ、具体的なものは決まっていなかったんですよね。ですので、私どもは、前からあったのは受け手の方ですね。受け手の方にするやつは、どれかあったものですから、これは具体的にずっと動いてますものですから、私どもも、それは両方今年度に入って説明して、ただ、こっちの新しい事業の方は、詳細なものが全然出てこなかったものですから、一応こういふのがありますという程度でやってまして……。

○前川収委員 7万5,000円というのはいくらですか。

○村山農村・担い手支援課長 ええ、そうです。最初の枠の中にそれはありますので。それでしたものですから、具体的なものが決ま

ってなかったもので、要望がたくさん出ている状況ではありません。ただ、ある市町村では、その首長さんが、これを使って自分のところの町内全体の集積はやりたいというふうなことで、国の方に直接、これはぜひ残してほしいというふうなことを緊急にお願いに行かれたという話もちょっと聞いております。ですので、全く影響が出ないというわけではないんじゃないかと思えます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

森林整備関係の基金の関係ですけれども、実は、我々も新聞情報の範囲しか……（「それは知っとる」と呼ぶ者あり）いや、実際連絡して、3年分になるのか、1年分とか言われているけれどもどうなのかとか、1年分といってもどこで切るのかとか、いろいろ聞くんですけれども、非常にガードが固くて、今行政刷新会議とかなんとかというところで何かまた精査をしているということらしいですけれども、なかなか情報がとれないといえますか。

その中では、我々申し上げているのは、先ほど城下委員の方から言われましたように、まさに3年分として、今回の基金は、川上と川下をうまくつなげて、バイオマスなんかも含めてうまく林業を再生していくということですので、なかなか単年度予算だけでやるんじゃないくて、3年分めどが立って計画的にやっていかなきゃいけない関係者間のいろいろ調整も出てきますので、それはやっぱり予算措置といえますか、そういう基金としてめどを持った上でないと、なかなか県も進められないということがあるということ。

それから、川上だけやって川下はできませんでしたとなると、結局全体が流れなくなりますので、そういったことについては、国の方にも、だから3年ないという意味がないですよということは強く言っているところでござい

ます。

○前川収委員 12月県議会で債務負担設定して3年分を出しとくたい。それは方法論たい。

○麻生農産課長 どっちみち後から言うと怒られますので、今言いますけれども、1つは、転作の奨励金は、協議会を通過して県の議決を経てない大きなもの一つだろうと思いますが、経済対策の中で食糧の自給率を上げると。米粉とかああいうものにつきましては、既に現場では追加で2万5,000円程度をもらえるということで農家はもう転作をしておりますので、事務的にそういうことはないというふうには断言はできませんが、仮にそういうことがあれば、これはもう日本じゅうの話ですけれども……。

○井手順雄委員 総額は幾ら、熊本県は。

○麻生農産課長 今精査をしておりますけれども、20億ぐらいの金が今積み上げをしておりますけれども、必要になるのではないかと考えております。ただ、それは事務的に言いますと、国からは一応しかるべき内報みたいなものはありますけれども、横並びということで事務は凍結をしているという状況です。

○九谷弘一委員長 大分時間も経過いたしました。先ほど、前川委員からの質問、県、市町村を通らない協議会等へ行く予算等々については、できるだけ早急に調べて御報告をしていただきますようお願いを申し上げます。

ほかにも御質問が多々ありましたけれども、時間の関係で、後ほど質問された委員にお答えをいただくようお願いいたします。

この辺で質疑を打ち切らせていただきます。よろしくをお願いいたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号と第17号から第20号までについて、一括して採決をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 異議がないということで、一括して採決いたしたいと思います。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出があっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、宮崎農村計画・技術管理課長に報告をお願いします。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

国営川辺川土地改良事業(利水事業)の現状と今後の進め方につきまして御報告をいたします。

現状でございますが、6月の定例会でも御説明をいたしましたけれども、利水事業につきましては、最大受益地でございます相良村とほかの市町村との意向が一致せず、平成20年度から事業休止の状況でございます。しかしながら、6月16日の相良村議会における推進決議によりまして、関係6市町村長と市

町村議会は、既設導水路活用案——農水省新案でございますが、事業推進での意向で今一致をしたところでございます。

相良村議会の推進決議の後でございますが、6市町村長と相良村議会が、6月下旬に、県知事及び農林水産大臣に対しまして本事業の推進を求める要望書を提出されております。その後、県議会でも、6月定例会におきまして、国営川辺川土地改良事業の早期事業再開に関する意見書が全会一致で可決されておるところでございます。

事業主体でございます農林水産省は、これらの要望を受けまして、川辺川地区とは別途の調査予算を確保するという事で、今年度から事業計画策定に必要な調査を開始するという事とともに、来年度につきましても引き続き予算を確保するというような方針を表明しているところでございます。

また、事業再開に当たりましては、関係市町村長や市町村議会の合意とともに、川辺川に既得水利権を有します人吉、それから相良村の土地改良区の合意が必要との意向を示しているものでございます。

人吉土地改良区におきましては、7月15日の総代会におきまして既設導水路活用案での事業実施に同意する特別決議を可決されております。一方、相良村土地改良区におきましては、組合員の皆様への説明が必要としまして、8月5日から12日に計6回、それぞれの水路掛かりにおきまして説明会を実施しております。その際に、土地改良区から出された要望につきましては、先月9月9日に村の方から回答を行いまして、土地改良区はその要望に対しては理解を得られているところでございます。

しかしながら、相良村の土地改良区の中で、受益地となっております川村飛行場、それから柳瀬西溝掛かりの一部の農家の方々は、事業の除外を求める請願書を農政局、それから県、相良村長に提出をするなど、相良

村土地改良区の合意に向けては、引き続き地元における合意形成が必要な状況というふうになっておるところでございます。

今後の進め方でございますが、本事業の再開に当たりましては、前回は御説明をいたしましたけれども、相良村土地改良区の合意、それから土地改良法に基づく農家の3分の2以上の同意取得など、地元合意形成に向けた手続が必要でございます。関係市町村におきまして、農家の意見、要望等を十分に踏まえ、地元の合意形成が図られることが重要でございます。

まずは、今回除外の要望のありました2地区の取り扱いにつきまして、関係者の事前協議において農家へのアンケート結果から現在の受益面積、当初の3,000強の受益面積から約1,300の面積に絞り込んだ経緯も踏まえつつ、地元において協議、調整がなされる必要があると思っております。相良村におきましては、さらに小さな単位での説明をされるべく調整をされているというふう聞いておるところでございます。

県といたしましては、人吉・球磨地域の基幹産業でございます農業の振興を図る上で、新たな営農展開を可能といたします安定した水の確保は重要な課題と認識をしており、引き続き、地元合意形成に向けて必要な支援に努めていくとともに、農林水産省が本年度から事業計画の策定に必要な調査を開始するというふうにしておることから、県としても協力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○九谷弘一委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○村上寅美委員 1点だけ。これは、面積はどれくらいや。

○宮崎農村計画・技術管理課長 面積は、今約1,300ヘクタールでございます。

○九谷弘一委員長 よろしゅうございますか。なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他で何かありませんか。

○平野みどり委員 井手先生の地元の小島の土地改良事業のことなんですが、本年度の事業で行われていると思いますけれども、あそこも、もう農業をやられなくなった方、あるいは農地を貸してらっしゃる方、専業農家でやってらっしゃる方、いろんなお立場の方たちがいらっしゃって、事業に関しては3分の2の合意形成はされて事業に入ってらっしゃるんでしょうけれども、実際、農道の問題ですとか減歩の問題等々で、事業に具体的に進むときの合意形成がなかなか難しい状況があるとも聞いておりますが、今どんなふうな状況でしょうか。

○大薄農村整備課長 小島地区の状況につきましては、現在、事業計画、それを実施に移す段階で換地の作業が進められております。また、それを含めまして、事業計画の詳細について、地元の説明をされている状況。

現状といたしましては、詳細な事業計画につきまして、農道の幅員等について受益者の中で若干意見の合わないところがあると、そういう状況であると聞いております。

今後、県といたしましても、地元の推進員あるいは市等とも協議しながら、できるだけ丁寧な説明をして、そして今現在反対されている方々についても、ぜひ御納得していただくように、今後とも努力をしていきたいと、そのように考えております。

○平野みどり委員 当初の計画のときは3分

の2になっていたのだけれども、実施計画でなかなか合意ができないという方もおられるというふうに聞いておりますけれども、合意が形成されないまま道路ができちゃったらでこぼこになって、後であの人が同意せぬだったから等々のいろんな地域の中でのぎくしゃくしたことが起こらないように、今回政権もかわって、改良事業の中の詳細の部分で、道路の幅員に関しては国の縛りが無いとは聞いていますけれども、柔軟にやっていただきながら、専業農家の方がその次の世代まで農業をやっという方たちなので、ここを一番大事にしていきたいなということを要望として言わせていただきます。お願いします。

○九谷弘一委員長 ほかにありませんか。

○井手順雄委員 今回、中山間地域の直接支払制度の継続に関する意見書の提出をお願いするものであります。

御存じのように、本県においては、中山間地域の耕地面積が5割以上を超えるというような重要な地域であるということを認識しております。

今後も、直接支払制度がなければ、この地区の生活は成り立たないというような状況は事実であります。しかしながら、政権交代に伴い、改めて概算要求の提出をしてくれというようなことで、継続できるか、本当に心配でありますし、また、地域の方々もそういう心配があるように聞いております。

そのため、本委員会で意見書を提出して国に要求を求めたいというふうに思いますが、委員長よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○前川収委員 今、井手委員から発議がございましたけれども、私も賛成であります。

民主党さんに政権がかわって、新しい直接

戸別所得補償制度というものをやるとおっしゃっていますが、制度導入が2011年からという話でありまして、ことし2009年度いっばいでこの中山間直接支払制度というのは切れちゃいます。つまり、2010年度は、もしも制度設計ができてない状況では穴があくんですね、2010年度は。やっぱりこれは、この直接戸別補償制度と整合できるのかできないのかも、戸別支払制度の内容がわからないから何とも言いようがないわけですが、現行制度が、もしも政権がかわったことが理由により廃止されるということになれば、これはもう本県農業は中山間地帯を中心に非常に厳しい状況になるということは事実でありますから、改めて、ぜひこのような今の背景を踏まえて検証をさせていただければと思います。

以上であります。

○九谷弘一委員長 本委員会から意見書を提出していただきたいという提案であります。これについて今、前川委員から賛成というような御意向もございました。これについて、皆さん方から何か御意見がございましたら…。なければ、賛否をとらせていただきたいと思っております。提出してよろしゅうございませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 全員賛成でもって異議なしということであります。

文言等の誤字脱字がございましたら、また言っていただければと思っております。

それでは、この意見書により、委員会提出議案として本会議に提出したいと思っております。よろしく願いをいたします。

ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 私の方から1点だけ、その他の方で質問させていただきます。

所得補償制度推進本部なるものができて、

今後新政権で進められていくと思いますけれども、一番危惧をいたしておりますのは、この制度と農業共済制度との整合性はいかになっていくのか。熊本県にも、プロパーの方々には270～280名いらっしゃるわけがあります。

そういった中で、まだ県としてもその辺の内容はつかんではいらっしゃると思いますが、プロパーの方々あるいは農家の方々も、大変これに対して関心を持ち、不安を持っていることは間違いないわけがあります。

特に、この制度の対象作物は、米、麦、大豆、てん菜とかと聞いておりますけれども、農家はすべての作物、すべての魚介類というところまで拡大解釈した補償制度だろうというふうに認識をして選挙に投票したような感じを持っておるわけがあります。

その辺はどうなっているのか、わかる範囲内でお答えいただきたいし、もしわからないときには、わかった範囲内で早くこの委員会にその辺の報告をしていただきたいと思っております。わかる範囲内でお答えをいただきたいと思っております。

○牧野団体支援総室長 団体支援総室ですが、農業共済の方との関係ということで、今戸別所得補償と農業共済は、要するに災害の場合の補償でございますが、所得補償の場合は、所得の補償だと思っておりますけれども、一応今のところ詳細な情報はわかっておりませんけれども、農水省等の見通しでは、現在民主党の方で検討されております戸別所得補償とそれから農業共済につきましては、もともと仕組み等は別ではないかというふうなことを聞いているところでございます。

ただ、御承知のように、戸別所得補償制度というのは、具体的な中身が今後というふうに聞いておりますので、その中で検討されると思いますので、今後情報収集に努めていきたいというふうに思っております。

○九谷弘一委員長 わかったら、できるだけ早く——やはりプロパーの方270名もいらっしやるわけであって、どう我々は今後仕事をやっていかなんかと非常に不安に思っています。いらっしやる方もたくさんいらっしやるようであります。

それと、対象作物はどのような方向でお考えになっているのか。先ほども申し上げましたように、選挙期間中の有権者は、ほとんどのものすべてがこの対象になるという認識の中で投票をしたと私は思っております。

そういった中で、今わかる範囲内で、どのくらいの作物を対象にしているのか、そしてそのやり方は、どういった方法を——まだ具体的にわからぬでしょうけれども、つかんでいらっしやる範囲内で教えていただきたいと思えます。

○村上寅美委員 金額も聞かなん。

○前川収委員 今の意見で私も1つだけ、これは意見です。

民主党さんの戸別所得補償制度というのは、2年前の参議院選挙のときからマニフェストに書かれて出されてますね。参議院選挙後に法案として国会に出されました。提出されました。それはもう皆さん御存じのとおりであります。

そのときの対象品目というのは、たしか米、麦、大豆ぐらいで、そのくらいの品目しか多分なかったと思います。しかし、一たん法案として出されたことは、これは事実ですよ、当時否決されましたけれども。通らなかったけれども、出された。

その後、時間の経緯からすれば、もう2年以上たっているわけですね。つまり、戸別所得補償制度というのが、この間の選挙の前にぽっと出てきたものじゃなくて、制度としては、新政権を担うべく、政権奪取に向けた新

しい戦略的な政策として練ってこられているはずですよ。2年間あったんですから、きのう言ったわけじゃないんですから。なのに中身がわからないというのが、非常に私は奇異に感じて仕方ないですね。

ですから、その辺のところもはっきり、きのうきょう言いなつたんじゃないから、例えば今この段階で説明するとすれば、一たん出された法案があるじゃないですか。参議院に出されたでしょう。参議院選挙の後に国会に法案として出してあります。その内容ぐらいは説明してくださいよ、その内容ぐらい。

皆さんに言っても仕方ないんですけれども、これは既成事実として国会に法案として提出されたものですよ、通らなかったけれども。それしか今はわからないでしょう。そのくらいは、やっぱり内容をもう勉強されていると思いますけれども、後で結構ですので、その内容について教えてください。

○村上寅美委員 後で、わかるとるでしょう。米、麦、大豆だろう。野菜と果樹は外れとつたろう。

○前川収委員 制度設計全体の内容ですから。

○城園芸生産・流通課長 もうマニフェストと政策集の範囲でしか、はっきり申し上げてわかりません。その中には、野菜、果樹、花は別項目として立ててありますので、戸別補償制度とは別の対策なのかなというふうな、そういう推測しか持っておりません。

以上です。

○前川収委員 2年前の法案については、法案は廃案になって通ってないけれども、法案はわかっているんでしょう、出された法案の内容は——だれも知らない。調べてみてください。これは民主党さんが提出された法案で

すから。それは参考になるはずですよ、大きく。

○九谷弘一委員長 それでは、なかなか非常に見通しのわからぬ話ですから、どうぞひとつできるだけわかったら早く御報告をしていただくようお願いをいたします。

それでは、これもちまして、第5回農林水産常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れでございました。

午後0時2分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長